



天下の奇祭・津島神社祇園祭(宮田村)

2003年10月24日(金)

自律新聞

第4号

飯島町・中川村・宮田村の自律を考える

★自律をめざす町村長の名言集4★

「このたびの平成の合併につきましては、私も大変危惧をしております。それは合併の理念が、住民が夢を抱けるようなものになっておりません。私も住民の顔が見える行政が一番いいと信じて今日までやってきましたし、今後もそのつもりです。」

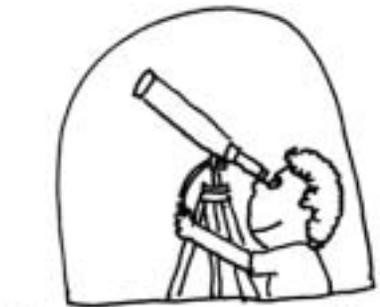
長野県原村長 清水 澄さん^{※1}

【きょうの疑問4】一体的・総合的なまちづくりが求められているのか？



どこまでが「顔の見える範囲」なのか

任意合併協議会は、伊南4市町村のエリアが30分圏域であり、「顔の見える範囲」であると主張しています。しかし、その基準は不明瞭なものであると言わざるをえません。新市将来構想検討委員会が実施した住民アンケート結果(2003年7月公表・以下、住民アンケート結果と記す)によると、愛着を感じる範囲は「居住市町村」が最も多くなっており(宮田村が最も多い)、「伊南の4市町村」は低くなっています(「上伊那の10市町村」への愛着度も低い)。このような状況下で、広い面積に6万人が散らばる伊南地域を「顔の見える範囲」と定めるのは難しいのではないのでしょうか。



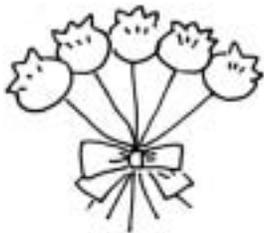
本当に「伊南はひとつ」といえるのか

伊南4市町村では、合併推進の理由のひとつに生活圏の拡大が掲げられ、伊南の一体性が強調されていますが、住民アンケート結果から必ずしもそうではないことがわかります。

「通勤・通学先」を見てみると、宮田村民と飯島町民の過半数は、居住町村へ通勤・通学しており、中川村民の過半数は、村内および下伊那郡へ通勤・通学しています。「日用品や食料品の買い物」の項目では、宮田村と飯島町の過半数の住民が居住町村で日用品や食料品の買い物をしています。なお、宮田村においては、それが駒ヶ根市で買い物をする割合の2倍に達しています。中川村では、村内と下伊那郡で買い物をする住民が、ほぼ同数であり、次いで飯田市が多くなっています。「贈り物や高価な買い物」では、中川村の68.4%が、飯田市および下伊那郡で買い物をしています。「食事会、レストランなどの飲食」では、中川村の77.8%が飯田市と下伊那郡、および村内で飲食をしています。

文化的な視点で見ると、「スポーツ活動」については、飯島町と中川村の70%を超える住民が居住町村でスポーツ活動をしています。また、宮田村民の68.6%が村内でスポーツ活動に取り組んでいます。なお、同村では村内に次ぎ、13.9%が伊那市でスポーツ活動に取り組んでいます。「習い事やサークル、勉強会など」については、飯島町と中川村の70%を超える住民と、宮田村民の65.9%が居住町村の中で取り組んでいます。「音楽会、観劇、美術鑑賞など」の項目では、宮田村民は伊那市で、中川村民は飯田市で芸術を鑑賞する割合が最も多くなっています。

また、「病院・医院・診療所などの利用」については、宮田村民の過半数が村内で受診しています。中川村においては、村内と下伊那郡での受診が、駒ヶ根市での受診の約3倍に達しています。



広域連合や一部事務組合の拡充について

この地域では、合併するか自律するかという議論ばかりが目立っており、「広域連合」や「一部事務組合」の改革に関する議論が行われていません。これらの制度は、単独では運営が難しい事業に関して、複数の市町村が少しずつお金を出し合い、共同で仕事に取り組む制度であり、合併とは違って各市町村がお互いの自律を尊重した上で運営されるものです。飯島町・中川村・宮田村の関係するものには、上伊那広域連合(伊那市・駒ヶ根市・高遠町・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・長谷村・宮田村で構成)や伊南事務組合(駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村で構成)があります。上伊那広域連合は、上伊那情報センター・介護認定審査会・特別養護老人ホーム・ごみ処理などの運営を行い、伊南事務組合では、昭和伊南総合病院・消防(北消防署・南消防署)・火葬場(聖苑)などの運営を行っています。

しばしば、広域連合や一部事務組合は、住民と行政との距離が遠くなり、責任の所在が不明確とと言われることがありますが、広域連合や一部事務組合にも議会や執行機関があり、現在は間接選挙(連合長および管理者は構成市町村長の中から選出、議会議員は構成市町村議会の中から選出するもの)となっていますが、直接選挙(連合長および管理者や議会議員を住民が選挙で直接選ぶもの)を行うことも制度上可能です。また、広域連合や一部事務組合に都道府県が参画することも制度上可能であり、長野県が2003年9月に発表した「長野県市町村『自律』支援プラン」にも広域連合などの制度の拡充がうたわれています。【裏面に別のコーナーがあります】

担当：宮田事務局

『市町村合併よりも自律の町村づくり』刊行委員会

〒399-4399 長野県 宮田郵便局私書箱1号

【わが町・わが村レポート4】宮田村の分市から47年・教訓から学ぶ市町村合併問題

伊南の各市町村において、11月中旬に実施される意向調査は、最終判断を下すためのもので、その扱い方を間違えば、大きな混乱を招く恐れがあります。かつて宮田村が経験した分市騒動は、行政・議会が民意を軽視し、合併を進めたために起きたものでした。

1954年、宮田村は町制を施行し「宮田町」となりました。その直後、地方事務所長から合併調査機関の設置指示があり、宮田町議会で研究委員会が発足。宮田町は民意を十分に汲み取らないまま、赤穂町・伊那村・中沢村との合併に調印してしまいました。

調印に驚いた宮田町民は反対運動を展開し、国や県に合併取り消しの陳情や請願を繰り返し行いました。迷走の末、駒ヶ根市発足後に宮田地区を速やかに分立する約束をした上で、駒ヶ根市が発足しました。駒ヶ根市発足後、宮田地区の申し入れで市議会が開かれましたが約束は破られ宮田地区の分市を否決。以後、宮田地区選出の議員は市議会への出席を取りやめる事態へと発展しました。

1956年になって市議会が県の調停案にそって宮田分市案を可決し、9月30日に宮田村の分立が実現。分市には1957年3月31日までに再合併する条件が新たに付け加えられていましたが、合併反対の民意を尊重して、再合併の可否を問う住民投票を行った結果、合併反対が大多数を占め、宮田村の自立が決定しました。

◆宮田村の変革

村から町へ、町から市へ、市から村へ。



新生・宮田村時代

宮田村時代	
1953 12 . 23	宮田村議会「村の名称を変更する条例」可決
1954 1 . 1	単独で町制施行し「宮田町」となる
宮田町時代	
1 . 12	地方事務所長から合併調査機関の設置指示
2 . 15	宮田町で町民大会が開かれる、宮田町議会が合併を議決
2 . 16	宮田町、赤穂町、伊那村、中沢村の合併調印式
2 . 17	津島神社に町民500人が集まり合併反対を決議
2 . 24	宮田町議会が合併取り消しを決議
2 . 26	宮田町の各種団体が参集し合併反対を確認
3 . 10	宮田町で住民投票行われ、90%が合併反対
3 . 18	宮田町長が辞職
3 . 29	宮田町議会が総辞職
6 . 4	県の調停で駒ヶ根市発足後、宮田を分市する誓約書成立
7 . 1	駒ヶ根市が発足
駒ヶ根市時代	
7 . 14	地元県議から誓約書に基づいて宮田分市の申し入れ
7 . 23	地元県議が赤穂で誓約書再確認を促す
7 . 24	駒ヶ根市議会が誓約書を無視し宮田分市案を否決
7 . 29	宮田分市貫徹実行委員会結成。宮田町再現を目指す決議
8 . 9	初代駒ヶ根市長選挙で宮田区民の87%が棄権
8 . 28	宮田分市貫徹町民大会を開き1,700人が駒ヶ根市役所へデモ行進。分市貫徹宣言を提出
11 . 24	宮田分市貫徹町民大会で2,300人が宮田町復元を決議
11 . 25	宮田地区が駒ヶ根市へ断絶通告
12 . 11	県議会が宮田分市の請願を採択
12 . 18	県総務部長、地方課長、地方事務所長らが駒ヶ根市に宮田分市要請
1955 1 . 19	宮田地区の1,800人が住民大会を開き、市長らに責任ある回答を要求
1 . 26	地元県議が調停の打ち切りを宣言
12 . 28	駒ヶ根市長が辞職
1956 6	県が調停案を示す
7 . 20	宮田分市貫徹実行委員会が県の調停案を承諾
9 . 10	駒ヶ根市が県の調停案を承諾
9 . 24	駒ヶ根市議会で宮田分市が可決される
9 . 30	宮田地区が「宮田村」として独立
1957 3 . 12	宮田村と駒ヶ根市に長野県知事が合併を勧告
1958 9 . 20	宮田村と駒ヶ根市に内閣総理大臣が合併を勧告
1961 4 . 6	宮田村で住民投票が行われ合併反対75%で宮田村存続確定



合併調印の日、半鐘が乱打され反対町民が集結した津島神社



合併問題が記録された宮田町役場の「協議会・懇談会に関する簿」1954年5月



村内の民家に掲げられた「分市誓約の家」の木札

担当：宮田事務局

【参考文献】1=自治体問題研究所(編)『ここに自治の灯をもして一小さくとも輝く自治体フォーラム報告集』82頁、自治体研究社、2003年。○駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村任意合併協議会『住民説明会資料—ふたつのアルプスが映える共生と創造のまち』2003年。○駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村任意合併協議会『駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村の各市町村合併のアンケート集計結果の速報』2003年。○宮田村『第2回市町村合併地区懇談会資料』2002年。

<p>★お問い合わせ★</p> <p>『市町村合併よりも自律の町村づくり』刊行委員会(〒399-4399 宮田郵便局私書箱1号)</p> <p>・宮田事務局：天野早人(0000-00000-00000)</p> <p>・中川事務局：湯沢賢一(0000-00000-00000)</p> <p>・飯島事務局：松村まゆみ(0000-00000-00000)</p> <p>・F A X：(00000-00-00000)</p>	<p>★賛助金のお願いについて★</p> <p>本紙は飯島町・中川村・宮田村の住民有志で発行しており、その趣旨にご賛同いただいた皆さまからの賛助金で支えられています。本会の研究活動と情報発信へのご理解ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>八十二銀行 宮田支店 普通 156085</p> <p>市町村合併よりも自立の村づくり刊行委員会</p>	<p>★次号の予告★</p> <p>明日から3日間は休刊日です。第5号(通常版)は10月28日(火)に発行します。</p> <p>・分権型合併への過剰な期待と落とし穴(担当:宮田事務局)</p> <p>・中川村が合併したら—任意合併協議会の資料を読む—②(担当:中川事務局)</p>
--	---	--